

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年10月 7 日

葛飾区長

葛飾区条例第49号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号を削り、同項第2号中「300円」を「434円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第12条第2項第2号中「8万1,290円」を「8万5,490円」に改め、同項第4号中「4万600円」を「4万2,700円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項及び付則第4項の規定により読み替えて適用する改正後の第4条第3項の規定は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害

補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後の第4条第3項第1号の規定の適用については、同号中「434円」とあるのは、「384円」とする。

4 適用日から令和8年3月31日までの期間における改正後の第4条第3項の規定の適用については、同項中

「(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの

200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円）」

とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあっては

「(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの

200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円）」

(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 100円）」

と、施行日から令和8年3月31日までの間にあっては

「(5) 心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの

200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる心身に著しい障害がある者で、将来にわたり労務に携わることができないもの 100円）」

(6) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 100円」

とする。

5 改正後の第12条第2項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の第12条第2項の規定に基づく介

護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。